備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

Ⅰ　開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

1　成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合　次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、⑶を満たしていれば足りること。

⑴～⑶　（略）

2　後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（１種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が６ng／ml（ＧＨＲＰ－２負荷では16ng／ml）以下である場合に限る。）による低身長の場合　次のいずれかに該当すること。

⑴　（略）

⑵　年間の成長速度が、２年以上にわたるか否かを問わず、別表第三に掲げる値以下で経過していること。

3　ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合　次のいずれかに該当すること。

⑴　現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

⑵　年間の成長速度が、２年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

4　ヌーナン症候群による低身長の場合　現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

5・6　（略）

Ⅱ　継続基準

次のいずれかに該当すること。

1　（略）

2　腎機能低下、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、ヌーナン症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合　初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中１年間の成長速度と治療前１年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療２年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療３年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

Ⅲ　（略）

第六表・第七表　（略）

第八表　先天性代謝異常

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
（略）			
結合組織異常症	31	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

Ⅰ　開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

1　後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合　次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、⑶を満たしていれば足りること。

⑴～⑶　（略）

2　成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（１種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が６ng／ml（ＧＨＲＰ－２負荷では16ng／ml）以下である場合に限る。）、ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合　次のいずれかに該当すること。

⑴　（略）

⑵　年間の成長速度が、２年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

（新設）

（新設）

3・4　（略）

Ⅱ　継続基準

次のいずれかに該当すること。

1　（略）

2　腎機能低下、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合　初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中１年間の成長速度と治療前１年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療２年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療３年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

Ⅲ　（略）

第六表・第七表　（略）

第八表　先天性代謝異常

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
（略）			
結合組織異常症	31	（略）	（略）
	32	大理石骨病	同上